

総務委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第11号 (仮称) ヤオコー川崎上麻生店新築工事 (以下「本事業計画」という。) で計画中の上麻生62号線側車両出入口の運用方法及び、本事業計画地に接道する歩行者専用道路新百合ヶ丘2号線の安全管理に関する陳情

資料1 計画地の位置及び周辺状況

資料2 建物配置図及び平面図

資料3 運用要綱に基づく事前協議の経過

資料4 運用要綱に基づく準備書の概要

参考資料1 大規模小売店舗立地法の概要

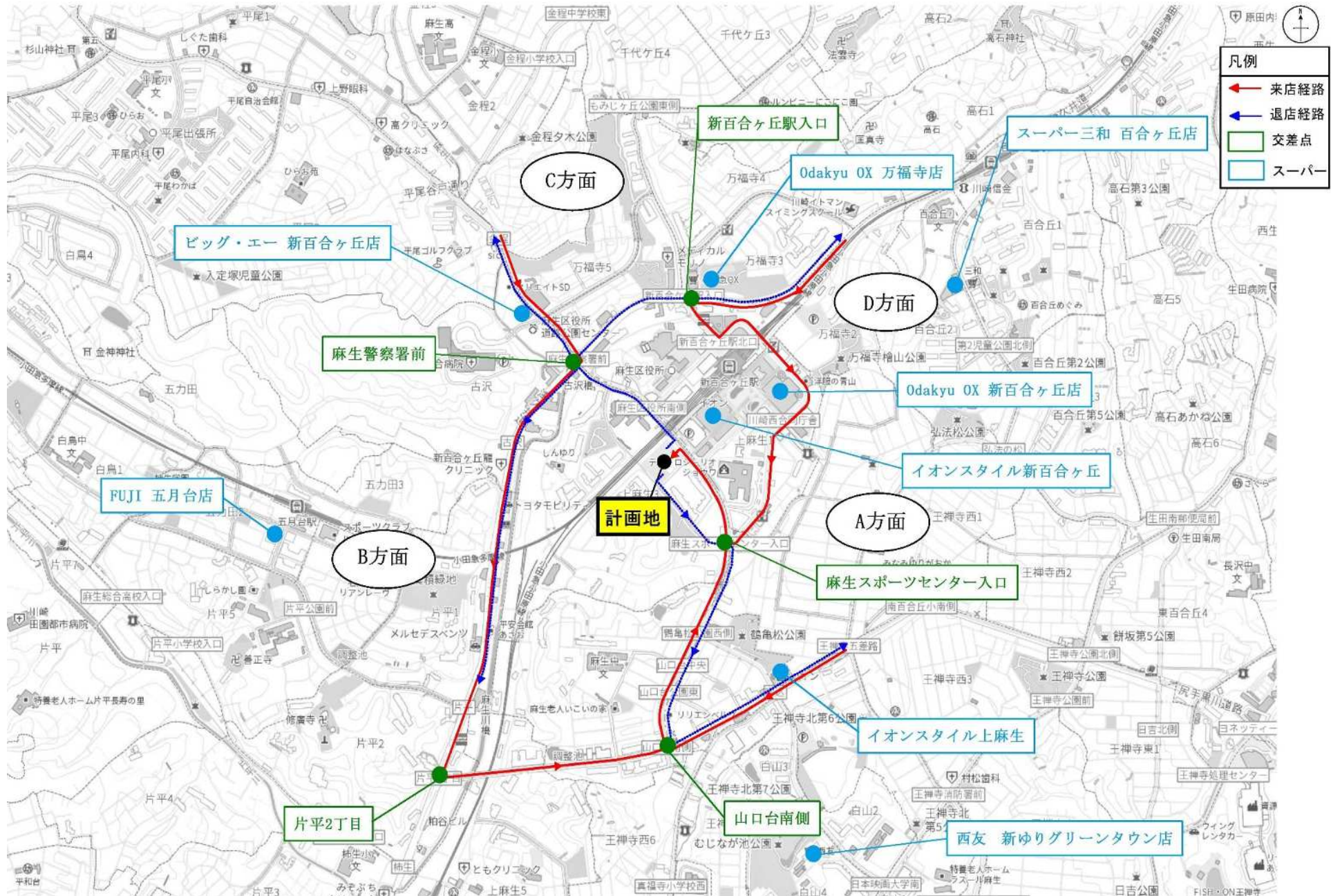
参考資料2 川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱 (抜粋)

経済労働局

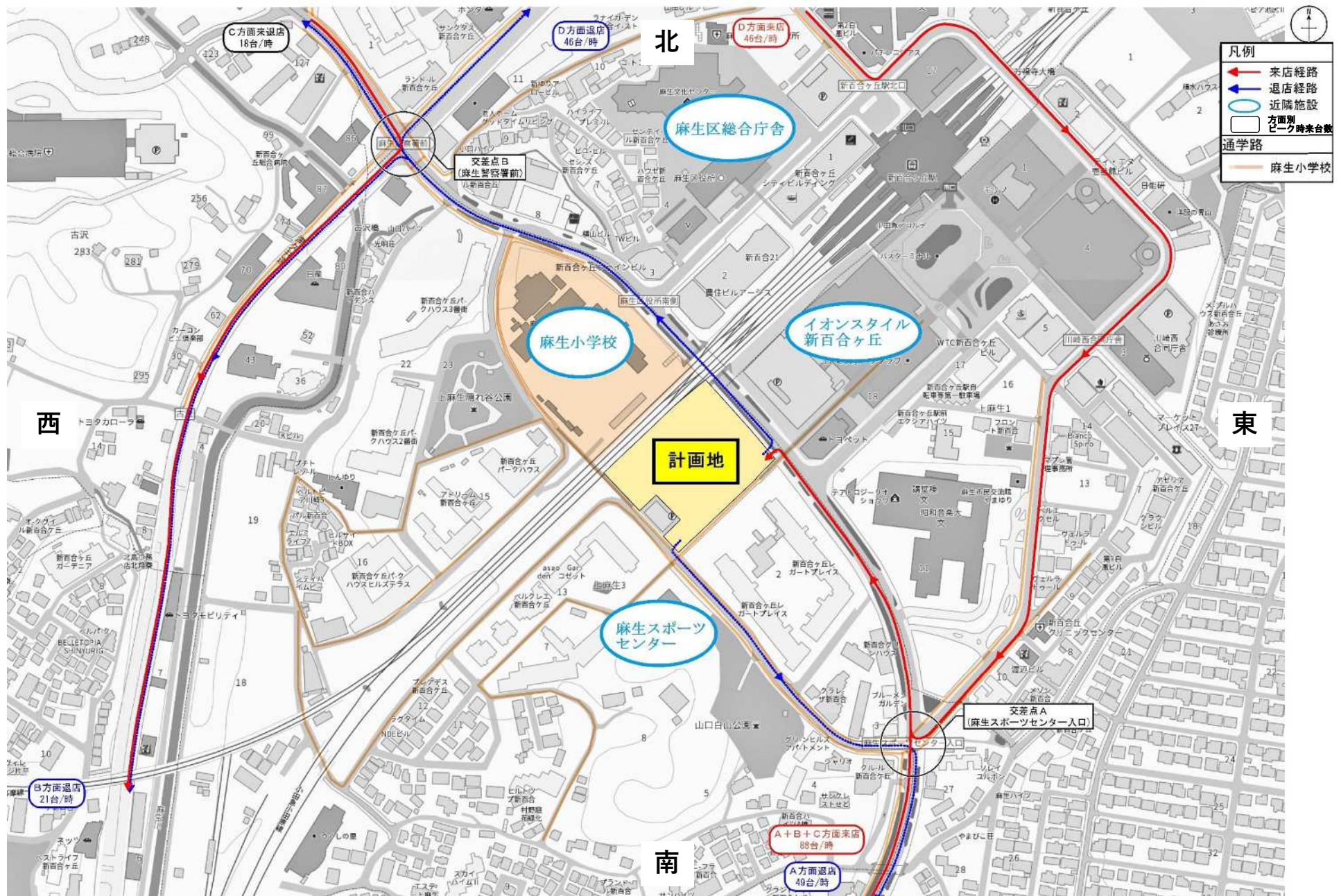
令和5年8月25日

計画地の位置及び周辺状況（広域図）

資料 1



計画地の位置及び周辺状況（周辺図）



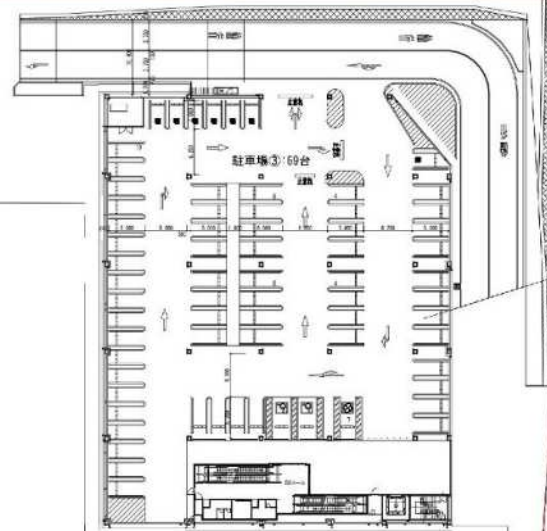
建物配置図及び平面図（地下2階・地下1階・2階）

2階平面図（テナント棟）





2階平面図

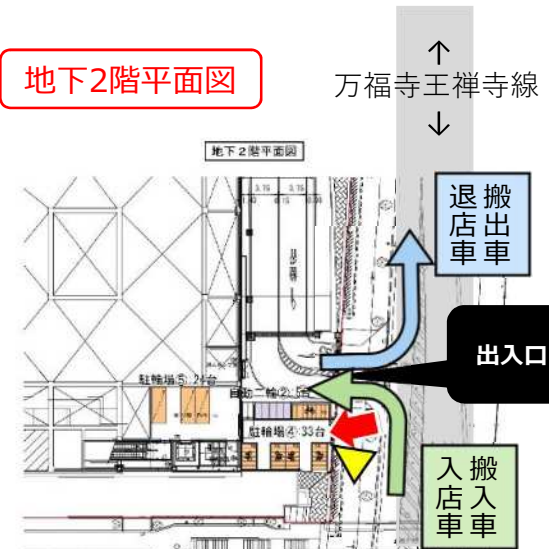
地下1階平面図
（スーパーマーケット棟）



凡例

-  歩行者出入口
-  自転車出入口

地下2階平面図



川崎市では、川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づき、事前協議として、法に基づく届出前に以下の手続きを行うよう定めている

1. 概要書の提出

- (1) 概要書
計画予定地、建築計画、店舗計画などの概略
- (2) 提出日
令和5年2月28日
- (3) 関係各課※との事前協議
今後の手続きを円滑に進めるため、設置者は概要書の提出後に関係各課と事前協議を実施

※関係各課（川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会委員）

（庁内）

経済労働局観光・地域活力推進部
市民文化局市民生活部地域安全推進課
環境局環境対策部環境保全課
環境局生活環境部減量推進課
環境局生活環境部収集計画課
環境局生活環境部廃棄物指導課
まちづくり局交通政策室地域交通対策担当
まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
建設緑政局総務部企画課計画調整担当
建設緑政局自転車利活用推進室
建設緑政局道路管理部路政課
交通局自動車部運輸課
教育委員会学校教育部健康教育課

（関係機関）

神奈川県警察本部交通部交通規制課

2. 準備書の提出

- (1) 準備書
施設の配置や運営方法等の法に基づく届出事項を記載し、交通調査や騒音予測等の資料を添付したもの
- (2) 提出日
令和5年8月17日
- (3) 関係各課への意見照会
設置者は、準備書に対する関係各課の意見又は要望を確認し、その要望事項等に対する回答を作成

準備書及び法に基づく届出書の取り下げ経過

- ①令和5年5月9日
準備書の提出
- ②令和5年6月30日
準備書に対する関係各課の要望等を踏まえ、届出書の提出
- ③令和5年7月14日
本件届出の公告及び届出書の縦覧、市民等の意見書の募集を開始
- ④令和5年8月17日
届出書に修正事項が生じたため、事業者より準備書及び届出書の取下書が提出されるとともに、修正事項を反映した準備書を再提出

1. 準備書の概要

(1) 提出日

令和5年8月17日

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ヤオコー新百合ヶ丘店
所 在 地 川崎市麻生区上麻生三丁目1番1 ほか

(3) 設置者の名称及び代表者名

名 称 株式会社ヤオコー
代表者名 代表取締役 川野 澄人

(4) 小売業者

株式会社ヤオコー ほか

(5) 新設予定日

令和6年9月15日

(6) 店舗面積の合計

2,421㎡

(7) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時00分～午後10時45分

(8) 駐車場の収容台数及び来客が駐車場を利用することができる時間帯

名称	位置	収容台数
駐車場①	店舗建物1階南側	10台
駐車場②	店舗建物1階北側	18台
駐車場③	店舗建物地下1階	69台
合計		97台

午前7時30分～午後11時00分

(9) 駐車場の出入口の位置及び数

名称	位置	収容台数
駐車場①	店舗建物西側	出入口1か所
駐車場②	店舗建物東側	出入口1か所
合計		2か所

(10) 駐輪場の位置及び収容台数

名称	位置	収容台数
駐輪場①	店舗建物1階南側	24台
駐輪場②	店舗建物1階西側	30台
駐輪場③	店舗建物1階南側	64台
駐輪場④	店舗建物地下2階東側	33台
駐輪場⑤	店舗建物地下2階東側	24台
合計		175台

(11) 荷さばき施設の位置、面積及び荷さばきを行う時間帯

名称	位置	面積
荷さばき施設①	店舗建物1階北側	80.0㎡
荷さばき施設②	店舗建物1階南側	17.5㎡

午前6時00分～午後11時00分

運用要綱に基づく準備書の概要

2.指針に基づく配慮事項（抜粋）

(1) 駐車場の計画

- ・届出台数 97台 = 指針による必要駐車台数 97台
- ・出入口の形式

種別	発券ブースの有無	1時間当たりの入庫処理能力	ピーク1時間の予想来客自動車
出入口①・②	無	450台	134台

※出入口①については、出口専用での運用とする予定

- ・交通への支障を回避するための方策

項目	具体的な方法・内容
交通整理員の配置	配置場所：駐車場出入口付近
	配置時間：オープン時、繁忙時等適宜 ※出入口①については、営業日の開店時刻～午後7時に配置
その他交通対策	人数：1～2名 ・歩行者・自転車の安全確保 ・入庫待ち車両の路上滞留防止 ・出入口における一般交通の優先確保等
	出入口①前面が通学路であることを示す注意喚起表示を行う

(2) 駐輪場の計画

- ・届出台数 175台 = 市条例※による必要駐輪台数 175台

項目	具体的な方法・内容
交通整理員の配置	配置場所：駐輪場出入口付近
	配置時間：混雑時を中心に適宜
	人数：1名程度

※川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例

(3) 荷さばき施設の計画

- ・搬出入車両の出入口

種別	備考
出入口②	出入口①は通学路に指定されていることから、搬出入車両は使用しない

(4) 開店後の周辺交差点の交通予測（交差点需要率）

※交差点需要率は一般的に0.9以下であれば、円滑な交差点処理が可能とされる

(ア) 休日

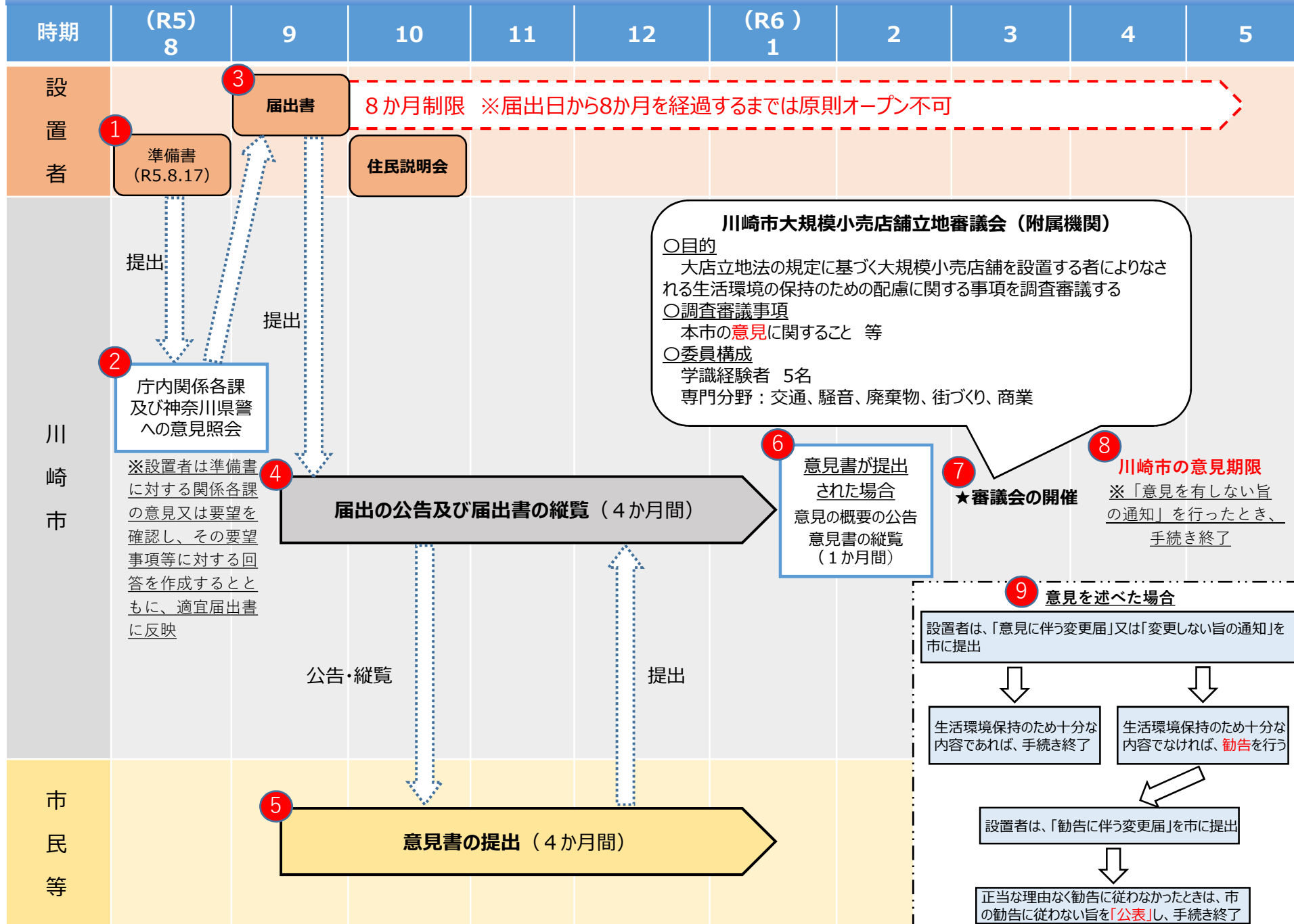
名称	現況	開店後
麻生スポーツセンター入口	0.433	0.441
麻生警察署前	0.550	0.585
新百合ヶ丘入口	0.390	0.390
片平2丁目	0.399	0.399
山口台南側	0.302	0.358

(イ) 平日

名称	現況	開店後
麻生スポーツセンター入口	0.438	0.478
麻生警察署前	0.538	0.564
新百合ヶ丘入口	0.413	0.413
片平2丁目	0.380	0.380
山口台南側	0.322	0.402

準備書以降の手続きの流れ

資料 5



1 目的

大規模小売店舗立地法（大店立地法）は、大規模小売店舗を新設するとき、又は、開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによって起こる交通や騒音等の影響を緩和し、周辺的生活環境との調和を図る

2 対象となる大規模小売店舗

建物内の「店舗面積※」の合計が1,000平方メートルを超える店舗

※小売業を行うための店舗の用に供する床面積（飲食・サービスは含まない）

3 届出事項

大規模小売店舗の名称・所在地、設置者の氏名（名称）、住所・代表者の氏名（法人の場合）、小売業者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名（法人の場合）、大規模小売店舗を新設する日、その他下記事項

大規模小売店舗の <u>施設の配置</u> に関する事項	大規模小売店舗の <u>施設の運営方法</u> に関する事項
駐車場の位置及び収容台数	開店時刻及び閉店時刻
駐輪場の位置及び収容台数	来客が駐車場を利用することができる時間帯
荷さばき施設の位置及び面積	駐車場の自動車出入口の数及び位置
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯

4 設置者が配慮すべき事項

大規模小売店舗を設置する者が周辺的生活環境を保持するために配慮すべき事項については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示16号）によって定められている

- ・駐車場待ちの車で付近の道路が渋滞するといった「交通」に関すること
- ・大規模小売店舗から発生する「騒音」に関すること
- ・「ごみ」の運搬・処理や「リサイクル」に関すること
- ・「街並みづくりの調和」に関すること 等

（目的）

第 1 条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）に関し、本市の地域特性と出店場所の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求め、本市経済及び地域経済の健全な発展並びに市民生活向上に寄与し、かつ良好な都市環境の形成を図るため、本市における法の運用手続について必要な事項を定めるものとする。

（概要書）

第 3 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出をしようとする者から事前相談があった場合は、大規模小売店舗出店計画概要書 3 部の提出を受け、所管部課等との協議を求めものとする。

（準備書）

第 4 条 市長は、前条の規定による協議を行った者に当該協議に基づいて作成した大規模小売店舗出店計画準備書 16 部を提出するよう求めるものとする。

（意見書の提出）

第 14 条 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を用いて、川崎市経済労働局あて郵送、持参等市長が認める方法により行うものとする。

2 前項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項及びその理由

（市の意見）

第 16 条 市長は、法第 8 条第 4 項の規定により届出者に対して意見を述べる場合、又は意見を有しない旨の通知をする場合は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項、及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出の内容をもとに、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見に配慮し、並びに法第 4 条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案して行うものとする。

3 市長は、第 1 項の場合において、あらかじめ、川崎市大規模小売店舗立地審議会条例により設置された川崎市大規模小売店舗立地審議会の意見を聴かなければならない。

（連絡協議会）

第 26 条 法の規定に基づきなされる届出事項等を調査審議するとともに法の運用に係る必要な事項を協議するため、川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会を設置する。